

令和2年度 国に対する要望事項  
(重点要望事項)

令和2年11月

福岡県市長会

# 目 次

## 要 望 項 目

頁

1. 都市財政の拡充強化について	… 1
2. 地方創生の推進について	… 6
3. 社会保障・税番号制度の円滑な運用について	… 8
4. 高度情報化施策の推進について	… 10
5. 地域防災体制強化のための施策の充実について	… 11
6. 暴力団壊滅のための抜本的法的措置等について	… 14
7. 消費者行政の推進について	… 16
8. 住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等について	… 18
9. 学校教育の充実について	… 19
10. 学校施設整備等の充実について	… 24
11. 地域福祉施策の充実・強化について	26
12. 障害者(児)の福祉増進について	… 29

13.	新型コロナウイルス感染症対策について	…	32
14.	少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について	…	34
15.	文化財・近代化遺産に係る保護事業及び世界文化遺産等に係る 公的支援の拡充について	…	38
16.	まちづくり・地域経済の振興等について	…	40
17.	国土保全・治水事業等の推進について	…	43
18.	道路等の整備促進等について	…	46
19.	運輸・交通施策の一層の推進について	…	48
20.	生活環境等の保全・整備について	…	50
21.	循環型社会の構築について	…	53
22.	公共下水道事業の整備促進について	…	56

# 都市財政の拡充強化について

真の分権型社会の実現の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 国・地方間の税源配分の是正について

現状における国・地方間の税の配分は6：4である一方で、地方交付税、国庫支出金等による財源移転後の税の実質配分では3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

については、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を早期に行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

### 2. 事務移譲に伴う地方税財源の確保について

国において施策を実施し、又は施策の拡充を行う際には、人件費など事務費用を含めた全額を国の負担とし、地方に財政的な負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。

また、地方への事業の移管を検討する場合には、必要な財源を税源移譲により確実に措置することとし、国の都合により施策を変更する際には、地方に新たな負担が生じないように制度設計すること。

### 3. 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止について

(1) 地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、新型コロナウイルス感染症による影響を含めた地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は、決して行わないこと。

地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止するこ

と。

- (2) 歳出の効率化を推進する観点から平成28年度に導入されたトップランナー方式については、地方の業務見直し期間や実情を考慮し、対象となる項目の導入や経費水準の算定を慎重に進めること。

なお、地方財政計画においては、トップランナー方式に着目した減額は今後とも行わないこと。

- (3) 地方財政の予見可能性を向上させ、地方自治体が計画的な財政運営を実施できるよう、地方とともに「中期地方財政ビジョン」を早期に策定すること。

また、地方交付税を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」構想を早期に実現すること。

- (4) 消費税率の引上げ分を財源に実施される、社会保障の充実及び幼児教育・保育の無償化等の人づくり革命に向けた取組に伴う地方負担については、確実に措置するとともに、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の改善目的のために、地方固有の財源である地方交付税が削減されることのないよう十分配慮すること。

- (5) 合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、合併時点では想定されていなかった財政需要について平成26年度算定から見直しが実施されたが、引き続き行政運営の実態に即したものとなるよう地方自治体の意見を聞きながら、着実に見直しを進めること。

- (6) 基準財政需要額の算定に当たっては、必要な一般財源が基準財政需要額に正確に反映できるよう単位費用を設定するとともにその単位費用の算定方法等詳細を明示すること。

#### 4. 国庫補助負担金の改革について

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

- (3) 国が負担すべき経費の支出時期や額によっては、資金不足に陥る可能性があることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、全ての国庫補助負担金について概算払い制度を導入すること。

#### 5. 地方債の借入条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施について

地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し安定的に確保すること。補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

また、公共施設等の適正管理の推進に係る地方債については、老朽化対策等の課題が生じている全ての施設を対象とするとともに、恒久的な措置とすること。

特に、令和2年度までとされている市町村役場機能緊急保全事業に係る地方債について、継続するとともに、事業要件の緩和、公的資金による借入れが可能となるようにすること。

## 6. 固定資産税の安定的な確保について

税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

特に、償却資産にかかる税収は市町村全体で約1.7兆円（固定資産税収全体の約18.9%）と大きく、その減収は安定的な行政サービスの提供に多大な支障を及ぼすことから、償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。

また、平成30年度税制改正において、国の経済対策の一環として創設された償却資産に係る中小企業設備投資の特例措置については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、対象範囲が拡大され、期間の延長も行われることとされているが、今後支援継続等の必要性が生じた場合には、設備投資に関する補助事業上の優遇措置など、国が事業者に対して直接実施する施策を講ずることとし、更なる対象範囲の拡大及び期間の延長や類似の特例措置の創設等は断じて行わないこと。

## 7. 税負担軽減措置等の整理合理化について

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

## 8. ゴルフ場利用税の存続について

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場周辺の道路整備、環境整備等の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を維持・存続すること。

## 9. 消防救急無線のデジタル化に係る財政支援の拡充について

消防救急無線については、平成28年5月31日までに通信方式の変更（デジタル化）が完了したが、このデジタル化に伴う維持管理費用が発生し、継続的に多額の負担が必要となることから、消防救急無線のデジタル化に係る維持管理費用について財政支援を拡充すること。

## 10. 自動車関係諸税における市町村税財源の確保について

令和2年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税について、中長期的な視点に立って検討を行うとされたが、その課税のあり方の検討に当たっては、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、市町村に減収が生じることのないよう、安定的な税財源を確保すること。

## 11. 地方法人税制度の運用について

法人住民税法人税割の税率を引き下げ、地方法人税の全額を地方交付税の原資とする地方法人税制度の運用に当たっては、地方交付税総額の不足に対する確保策とせず、地域間の税源偏在性の是正及び財政力格差の縮小という創設の目的から外れることのないようにすること。

## 12. 過疎対策事業債について

令和2年度までとされている過疎対策事業債については、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、継続するとともに、各地域の実情に応じて対象施設の拡充を行うこと。

なお、過疎地域の増加等により、各自治体において認められる金額が制限されているため、継続した場合においても、過疎地域の自立促進を図るための事業を着実に実施できるよう必要額を確保するとともに、他の建設事業と同様に、施設の耐用年数を越えない範囲で償還年限を延長すること。

## 13. 施工時期等の平準化のための柔軟な財源措置について

公共工事の施工時期等の平準化を促進するため、工期が複数年度にわたらない工事においても、工事発注平準化を目的とした補助事業及び交付金事業への国庫債務負担行為の設定や、早期かつ柔軟な繰越承認を行うこと。

## 14. 合併推進債の適用期間の再延長について

合併推進債については、東日本大震災の教訓により耐震化や災害対策強化といった新たな課題が生じたことから、平成24年に合併特例債とともに適用期間が5年

間延長された。その後も災害発生による事業の延期や見直し、建設需要の高まりに伴う経費の高騰や人材不足に伴う入札不調等により、大幅な事業の遅れが生じている実情を踏まえ、適用期間を再度5年間延長した合併特例債と同様に、合併推進債についても適用期間を再度5年間延長すること。

## 15. 防災・減災対策について

(1) 令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債については、地方の実情に応じた防災・減災対策の一層の推進が必要とされるため、継続すること。

なお、近年の大規模災害を踏まえ、広域的な消防体制や自治体間の連携などの取組みを国が推奨していることから、災害時の防災拠点施設として適地と認められる場合は、庁舎等の現地建替えなど対象事業を拡大すること。

(2) 令和2年度までとされている緊急自然災害防止対策事業債については、地方の実情に応じた防災・減災対策の一層の推進が必要とされるため、継続すること。  
なお、近年の豪雨災害の頻発を踏まえ、雨水を処理するための排水施設の整備など対象事業を拡大すること。

## 16. 会計年度任用職員制度に係る財政措置の充実等について

会計年度任用職員制度の施行に伴い、全ての地方公共団体が法改正の趣旨を踏まえ、期末手当や退職手当等、新たに発生する手当や適切な給与を支給することができるよう財政措置の内容を明らかにするとともに必要な額を確保すること。



# 地方創生の推進について

地方創生の取組を積極的に推進するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 地方自治体への支援について

- (1) 今後の地方創生施策の展開に当たっては、地方が創意工夫による取組を積極的に進めることが出来るよう、国は様々な支援を行うとともに、必要とされる財源を確保すること。
- (2) 支援制度の活用に当たっては、大きな事務的負担が発生することがないように、事務手続きにおける負担の軽減措置を講じること。
- (3) 外国人材の受入れ・共生に関する施策については、国において主体的に実施されるとともに、地方自治体はその事務の一部を担う場合は、地方自治体への運営支援を行うとともに、恒常的かつ十分な財政措置を講じること。

### 2. 地方創生推進交付金について

- (1) 地方創生推進交付金については、地方が独自の発想のもと、地方創生に積極的かつ安定的、継続的に取り組めるよう、補助率や上限額を見直すとともに、対象事業費の制約を大胆に排除した交付金とすること。
- (2) 外国人との共生は特定地域だけでなく将来にわたる国全体の課題であり、また、地方自治体が担う共生社会実現に向けた施策は継続的な実施が必要である。そのため、外国人材の活躍と共生社会の実現を図る地方創生推進交付金については、交付期間の継続措置を講じること。

### 3. 地域間の連携に対する支援について

地方自治体が、定住自立圏や連携中枢都市圏などの地域間の連携に積極的に取り組んでいけるよう、十分な財政措置や国庫補助の採択など支援の強化を図ること。特に、地方交付税による財政措置では、交付額が不明瞭となるため、交付金等より明確な財政措置を講じること。

### 4. 国の役割について

地方創生を実現するため、地方の人口減少の歯止めや、東京一極集中の是正、また、外国人材が大都市圏等へ集中して就労することとならないようにするための必要な措置など、国が自ら果たすべき役割は極めて大きい。そのため、市町村が地方

創生に全力で取り組む一方で、国においてもその役割を明確にするとともに、実効性のある施策を主体的に実施していくこと。

# 社会保障・税番号制度の円滑な運用について

社会保障・税番号制度の円滑な運用を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 制度の運用に必要な情報提供及び調整・協議について

情報連携に関する省令や制度運用における詳細な情報など、社会保障・税番号制度の円滑な運用のために地方公共団体が必要とする情報を速やかに提供すること。

また、本制度の改正に当たっては、この制度が地方公共団体の実施している事務にきわめて重大な影響を及ぼすことから、国は迅速に地方公共団体へ情報を提供するとともに、地方公共団体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

### 2. 本制度に関する周知・広報について

本制度に関する国民の不安を払拭し理解を得るとともに、マイナポータル、情報連携又はマイナンバーの利用拡大について、混乱が生じることのないよう、国の責任において十分かつ丁寧な周知・広報を行い、自治体の広報に係る費用の負担軽減を図ること。

### 3. 個人情報保護対策の強化について

情報連携やマイナンバーの利用拡大に当たっては、個人情報保護の観点から、情報セキュリティの万全な確保について、引き続き国の責任において取り組むこと。「社会保障・税番号制度」は、特に、全国一律に高い水準での対策を求められることから、地方公共団体の状況に応じた適切な助言など積極的な支援を行うこと。

### 4. 地方負担に対する財政措置について

本格運用開始後もデータ標準レイアウトの改版が頻繁に行われている中、今後新たに情報連携の対象となる事務の拡大も予定されているため、対応に係るシステム整備費が自治体の財政負担となる。加えて、5年に1度の機器更新費等も負担となることから、これらの負担に対して確実に財政措置を講じること。

また、カードの円滑な交付及び適正な管理を進めるために地方公共団体が行う事業について、地方負担が生じないように所要額全額に対して財政措置を講じること。

なお、見込み額を提示する際は、実績額と大幅な乖離がないよう精査し提示すること。

## 5. 乳幼児の個人番号カードについて

個人番号カードは顔写真が必須となっているが、乳幼児においては容姿の変化が大きく写真をもって本人確認を行うことが困難な場合も少なくない。

今後、健康保険証としての利用も予定されており、出生後、早期にカードの取得を望む保護者や新生児期における申請が増加すると考えられることから、新生児期を含む乳幼児期においては顔写真を必須要件とせず、出生届出時などに保護者が希望すれば個人番号カードを早期に取得できる措置を講じること。

# 高度情報化施策の推進について

高度情報化施策の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 電子自治体の構築に係る財政措置について

#### (1) IT関連機器に係る財政措置について

- ① 庁内LAN拠点間ネットワークの維持・管理、一人一台パソコン等のIT関連機器の拡充・更新及び情報セキュリティ対策強化等、電子自治体構築に伴う主に基盤的な経費について、積極的な財政措置を講じること。
- ② 住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク(LGWAN)、その他国が示す標準業務システムといった全国的ネットワーク機器に係る所要額及び新たな機器の設置、庁舎と出先機関、データセンター等への大容量回線の整備費用並びにネットワーク回線の運用に関する費用等については、その全額について財政措置を講じること。

(2) IT関連コスト削減に向けて、自治体クラウドの推進、市町村間の共同アウトソーシングの推進、電算システム共同利用促進に向けた取り組み、情報システム及び事務処理の標準化の推進等について技術的・財政的な指導・支援等を行うこと。

(3) 電子自治体の構築に必要な高度な情報セキュリティ対策を実施するにあたって、適切な技術的指導・財政支援等を行うこと。

(4) 官民データ活用推進基本法及び地方公共団体におけるオンライン利用促進指針に定める地方公共団体の行政手続に係るオンライン利用促進に当たっては、適切な技術的指導・財政支援等を行うこと。

### 2. ITインフラの整備について

民間ブロードバンドサービスが提供されていない地域におけるインフラ整備について、民設民営方式による整備を対象とし、局舎から一般家庭への引込線までを補助対象とする補助金を創設すること。

また、離島へのインフラ整備について、民設民営方式を補助対象とする国の無線システム普及支援事業費等補助金制度を活用し、市町村が、通信事業者に整備費等を助成した場合、その全額が国から補填される制度を創設すること。

# 地域防災体制強化のための施策の充実について

地域防災体制を強化するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 財政的支援の拡大について

県における地震に関する防災アセスメント調査及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく福岡県津波浸水想定区域による被害想定を踏まえ、市町村が早急に対策を講じることができるよう、財政的支援を拡大すること。

### 2. 原子力災害対策について

- (1) 避難計画の実効性を高めるため、避難対策や防護対策の充実・強化に対する支援及び協力体制を確立すること。
- (2) 施設の放射線防護対策や、避難所における資機材等の充実など、自治体を実施する原子力防災対策について、自治体の意向を踏まえた交付金制度の充実及び弾力的な運用を図ること。

### 3. 学校施設の整備に係る補助の拡充について

国においては、平成23年7月7日付けの緊急提言「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」に示された内容を市町村が早期に実施できるよう、補助対象の拡大、補助率の拡充を行うこと。

### 4. 市町村の防災対策事業に係る財政措置の拡充について

- (1) 市町村が、民間施設を含めた指定避難所のバリアフリー化、福祉避難所の整備や避難所として必要な備品・備蓄等の調達等を早期に実施することができるよう補助事業の創設など財政措置の拡充を行うこと。
- (2) 市の防災拠点施設となる庁舎や防災センター等の施設を対象とした、新設・建替え・耐震化などに対する補助金を拡充すること。

### 5. 液状化対策に係る財政支援について

災害時に液状化が懸念される地域の調査や住民への周知、地盤改良など、液状化対策を推進するに当たっての必要な財政支援を市町村に対して行うこと。

### 6. 災害に係る周知のシステムの再構築について

災害の可能性を迅速かつ正確に把握するための災害関連機器を設置し、周知のためのシステムを再構築すること。

## 7. 自主防災組織の機能強化のための施策の拡充について

- (1) 自主防災組織の組織率向上のための更なる施策の充実を図ること。
- (2) 自主防災組織の中心的な役割を担い、長期にわたって活動に従事できる人材育成のための施策を講じること。

## 8. 自衛隊の配備体制等の見直しについて

自衛隊は国土の防衛はもとより、大規模災害時における派遣など、地域の安全・安心の確保に重要な役割を担っている。また、地域経済や地域社会、まちづくり等にも大きな影響を与えている。

よって、配備体制等の見直しに当たっては、地元自治体に速やかに情報提供を行うとともに、地元自治体と十分協議調整を行うこと。

## 9. 消防団加入促進に向けた取組について

平成25年に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、地域防災力の中核を担うのは、常備消防に加えて消防団であることが示されている。

しかしながら、近年の消防団の構成は、社会環境の変化に伴いサラリーマン化するなど、全国的に消防団員の確保が困難な状況にあり、消防団員を確保するためには、行政及び地域、地元の事業所などが一体となった取組が必要である。

については、消防団員が活動しやすい環境整備に加えて、消防団協力事業所及び消防団応援の店事業をはじめとした福利厚生の実施並びに消防団員の準中型運転免許取得に係る費用助成など、地方自治体が行う消防団員の確保を図るための様々な取組に対して、更なる財政支援を行うこと。

## 10. がけ崩れ等の災害対策に対する国による統一的な基準、制度づくりについて

民有地におけるがけ崩れについては、所有者が復旧、防災措置など、適切な管理を行うことが原則であるが、個人の資力では対応できない状況や、所有者が直ちに判明しない場合など、迅速な対応が困難なケースも見受けられる。二次被害等を防ぐためにも、早期復旧や適切な防災措置は重要であり、所有者が行うことが前提ではあっても、行政に一定の関与を求める意見もある。しかしながら、現在のところ、特に民有地に対して行政がどのように関与するのか明確な基準等がない。

については、がけ崩れ等の災害対策に対して、国において全国的に統一した考え方

や基準、制度づくりについて検討すること。

#### 11. 国庫補助対象災害復旧事業の工事期間延長措置等について

大規模な災害が発生した場合、公共土木施設災害並びに農地・農業用施設災害及び林道災害においては、災害復旧事業に長期の期間を要する。また、災害が続いて発生した場合には、災害査定事務を査定期間内に終了させる必要があるため、前回の災害復旧事業の進捗に影響を与えることとなる。

よって、災害が大規模な場合や災害発生が続いた場合、期間内での事業完了が非常に厳しい状況となるため、完了までの事業期間を実情に応じて延長すること。

また、予算の繰越しに係る事務の更なる簡素化を行うこと。

#### 12. 防災・減災、国土強靱化対策における緊急対策期間以降の予算確保について

防災・減災、国土強靱化対策における緊急対策開始以降においても、激甚災害に指定される大規模な被害が発生している状況をふまえ、引き続き防災・減災、国土強靱化対策を緊急かつ着実に実施するために、令和2年度までの3か年緊急対策期間以降も複数年での計画的な推進を図り、本格的な国土強靱化のための予算を確保すること。

#### 13. 被災者生活再建に対する支援について

- (1) 被災者生活再建支援制度において、半壊世帯及び一部損壊世帯を対象とするとともに支援金を増額し、支援金の申請期限を住宅再建地の復旧状況に応じて延長すること。
- (2) 本格再建に向けて仮住まいをされている被災者に対して加算支援金とは別に仮住まいの期間に応じた賃借に係る加算金を創設すること。
- (3) 仮設住宅の供与期間については、災害規模に関係なく取り扱われるべきであり、特定非常災害特別措置法の規定によらず災害救助法を弾力的に運用することで、自治体による適切かつ継続的な支援ができるよう災害救助法の見直しを行うこと。



# 暴力団壊滅のための抜本的法的措置等について

暴力団壊滅のための抜本的法的措置等を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 暴力団対策として有効な捜査手法の導入について

暴力団を壊滅するためには、暴力団による犯罪を抑止・検挙し、その犯罪の組織性を立証することが有効であることから、「会話傍受」や「おとり捜査」など暴力団の壊滅に有効な捜査手法の導入を行うこと。

### 2. 暴力団の所得等に関する税法違反捜査及び調査・徴収の徹底について

暴力団の税法違反に対する捜査の徹底及び不法な所得等に対する調査権限を拡大し、暴力団に資金を提供する企業・団体に対しての税務調査の徹底、特に暴力団関係企業の使途不明金について、明らかにされない場合は、重課するなどの税法上の新たな制度を導入するなど、国税庁の調査・課税体制を強化し、暴力団の不当な財産を徹底的に剥奪すること。

### 3. 各省庁における許認可事務等における暴力団排除規定の整備について

国で定めるあらゆる許認可事務等に関し、関係省庁において主管する法令を精査・検討の上、暴力団排除に関する規定を許認可要件もしくは欠格事由に盛り込むなど行政の事務事業から暴力団及び密接な関係がある事業者等を徹底して排除すること。

### 4. 暴力団対策として警察による防犯カメラの設置並びに自治体への支援について

市民生活の安全・安心の確保と暴力団が関する事件の早期検挙などのため、警察による防犯カメラの整備並びに街頭防犯カメラを設置する自治体へ継続的な財政の支援を行うこと。

### 5. 暴力団壊滅のための体制強化について

#### (1) 暴力団犯罪事件に従事する福岡地方検察庁検察官や事務官の増員

暴力追放の機運の高まりにより、今後、暴力団犯罪検挙数が増加すると思われるが、検挙数増加に伴い事件処理にあたる福岡地方検察庁検察官や事務官の増員を図ること。

## 6. 暴力追放を目的とした市民運動への支援について

改正暴力団対策法の施行により、各地の暴力追放運動推進センターが住民に代わって組事務所の使用差し止め訴訟を起こせる代行提訴の制度が導入されるなど一定の対策は進んでいるものの、更に、市民等が自発的に行う暴力排除活動を促進するため、その運動等に係る費用に対する財政支援を講じること。

## 7. 暴力団組織から離脱した者に対する就労支援対策の強化

暴力団組織からの離脱者が増加し、就労支援を求める者が増えている中、離脱者を広域的に就労させることを目的として、平成28年2月に福岡県が提唱した社会復帰対策協議会による広域連携協定の更なる拡大、及び福岡県が導入している離脱者を雇用する事業者に対する奨励制度や身元保証制度等の財政支援を国においても導入すること。

## 8. 暴力団の資金源となっている特殊詐欺対策の強化について

特殊詐欺被害を防ぐために、市民、自治体への注意喚起や、その仕組みづくりを行うとともに、自治体が行う広報啓発活動等への財政支援を行うこと。

# 消費者行政の推進について

消費者行政の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 消費者行政推進のための財源措置について

(1) 消費生活センターを設置している自治体は、消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を制定することとされている。

高齢社会の進展や民法改正による成人年齢の引き下げ等により、消費者行政の果たす役割は年々高まっており、地方の消費者相談窓口をより強化・充実させるには、相談員の人材確保、処遇改善、専門知識習得のための研修体制整備などに対する、長期的な財政支援が不可欠である。

今後も地方自治体が消費者行政に取り組むことができるよう、消費者相談窓口強化・充実のための継続的な財政措置を行うこと。

また、既存の消費者相談窓口の維持に努力する地方自治体の負担を軽減するような制度を構築すること。

(2) 国民が消費者として自立した消費生活を営むようになるためには、不断の消費者啓発活動が不可欠であることから、地方自治体が行う消費者啓発活動へ財政支援を行うこと。

また、既に消費者相談窓口を設置し、消費者行政に取り組んでいる地方自治体についても財政支援の対象とすること。

### 2. 消費者相談の充実について

(1) 地方自治体においては、消費者安全法に規定する消費生活センターの設置等の消費生活相談体制を整えようと尽力しても、人的資源等の不足などにより、十分な相談体制の構築に至っていないという現状がある。

消費者トラブルの複雑、多様化に対応するためには、専門的知識を有する相談員の確保が不可欠であり、国において消費者安全法に規定する消費生活センター設置の要件にもなっていることから、相談員の有資格者（消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント）の養成に努めること。

また、地方自治体が相談員確保に要する費用を軽減するための財源措置を講じること。

(2) 現在、独立行政法人国民生活センターから地方の消費生活センターに貸与されているP I O-N E T端末等については、国における消費者相談情報の把握に必

須なものである。

今後、システムの大幅な刷新が予定されているところだが、設置及び運営にかかる費用については、これまでどおり地方自治体に負担を求めないこと。

# 住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等について

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、下記のとおり措置を講じるように要望する。

## 記

### 1. 犯歴事務の法整備について

犯歴事務は、地方自治法上の自治事務としてそれぞれの市町村の判断により資格調査の回答等の事務を行っている。

犯歴事務の個人情報、慎重かつ厳格な取扱いが必要であることから、犯歴事務は明確な法的根拠により全国的に統一された事務として執行すべきであり、国による早急な法整備を求める。

# 学校教育の充実について

学校教育の充実強化を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 義務教育のあり方の検討について

中央教育審議会の答申（平成17年10月）の内容を十分尊重し、小・中・義務教育学校の設置者である市町村の意向を十分尊重するとともに、市町村の権限と役割の拡大を推進すること（指定都市を除く。）。

### 2. 教職員定数等の充実改善について（指定都市は除く（ただし、(3)①を除く。）。）

(1) 少人数学級の推進を含めて、学級編制基準の改定を着実に実施すること。

また、少人数学級実施に必要な教職員数には純増で対応すること。

(2) 少人数指導及び専科指導の充実について

① 指導方法工夫改善の加配定数を基準内の定数となるよう、教職員配当基準を改善すること。

② 指導方法工夫改善定数については、地方公共団体における少人数指導及び専科指導の取組みに必要な配置を行うこと。

③ グローバル化に対応した英語教育の充実に向けて、小学校への英語専科教員の配置の更なる充実を図ること。

(3) 特別支援教育等の充実について

① 市立特別支援学校における医療的ケア従事の看護師配置に対する補助金の増額など、市立特別支援学校に対する財政的支援の拡充を図ること。

② 特別支援学校において、地域の小・中学校等を支援するセンター的機能を十分に果たすことができるよう、教職員の増員を図ること。

③ 特別支援学校に通う児童生徒の早朝受け入れについて、必要な人的配置を行うこと。

④ 特別支援学級における学級編制の標準の引き下げ・教員の複数配置など、配置基準の改善を図ること。

通級指導教室については、配置基準を明確にするとともに、基準を満たすものについては確実に設置すること。

⑤ 小・中・義務教育学校における発達障害等のある児童生徒に対して適切な対応を実現するための教職員配置の充実を図ること。

⑥ 障害種別に応じた教育を行うため、小・中・義務教育学校の特別支援学級に

ついて、入級者が1人であっても、学級を設置すること。

- ⑦ 小・中・義務教育学校における特別支援教育支援員の配置に対し、普通交付税ではなく補助金で財政措置を行うこと。
- (4) 副校長、主幹教諭、指導教諭については、段階的に配置の拡充を行うこと。
- (5) 生徒指導・進路指導等の充実について
  - ① 児童生徒支援のための加配教員の増員を図ること。
  - ② 専任補導加配教員の増員を図ること。学校の実情に応じて小学校・義務教育学校にも配置できるよう基準を見直すこと。
- (6) 小規模校等について
  - ① 小規模校の教職員配当基準及び学級編制基準を改善すること。特に、小規模中学校に全教科の教員が配置できるよう教職員配当基準の見直しを行うこと。
  - ② 現在の学習指導要領の実施に伴う授業時間増に対応するため、9学級以下の中学校における教職員配当基準の改善を図ること。
  - ③ 離島校や小規模校における複式学級の配置基準の改善を図ること。
- (7) 学校統廃合時の激減緩和措置について  
児童生徒数の減少による学校再編整備を行う場合には、事前・事後の取組の充実及び教職員の激減緩和措置のため、教員定数の特別加配措置を講じること。
- (8) その他の教職員の配置の充実について
  - ① 養護教諭の複数配置基準の改善を図ること。
  - ② 学校事務職員について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める基準を満たす学校については複数配置を行うこと。
  - ③ 食育の推進及び栄養指導・給食管理の強化を図るため、また、アレルギーを有する子どもに対し教育的配慮を行うため、栄養教諭、学校栄養職員を全校配置とすること。
  - ④ 専任の司書教諭が配置できるよう定数上の措置を講じること。
  - ⑤ 専任のいじめ対策担当教諭を配置できるよう定数上の措置を講じること。
  - ⑥ 小学校・義務教育学校前期課程における初任者研修拠点校に非常勤講師を配置すること。
  - ⑦ 日本語指導が必要な帰国子女・外国人児童生徒等に対する加配教員の増員を図ること。
  - ⑧ 個に応じた指導を行い学力・体力向上を図るため、非常勤講師を配置すること。
  - ⑨ 別室登校児童生徒対策のため加配教員の配置を行うこと。
- (9) 不登校児童生徒対策のための適応指導教室への人的・財政的支援を行うこと。
- (10) 情報教育の推進に向けて、加配教員の配置や研修制度の強化等を行い、指導

者の充実を図ること。

- (11) 国の第3期教育振興基本計画の中で明記されている、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の拡充と歩調を揃え、県においては施策としてリーダーシップを発揮されるとともに、国・県ともに財政的支援、人的支援を講じること。
- (12) 中学校・義務教育学校の教育活動として位置付けられている課外活動「部活動」に対する教職員の過重な負担の軽減を図る措置を講じること。
- (13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により、小学校第1学年学級編制の標準が35人に引き下げられたが、学校教育の更なる充実を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2項の規定に基づき少人数学級（35・30人学級）の早期実現を図ること。

### 3. 就学支援制度の充実について

- (1) 国において子どもの貧困対策が総合的に推進される中、義務教育の円滑な推進を図るため、就学援助制度については、生活保護基準見直しによる影響への対応を含めて、十分な財源措置を講じること。

また、低所得世帯を対象とした高校生等奨学給付金の拡充を図ること。

- (2) (独)日本学生支援機構の育英奨学事業について
  - ① 能力がある者の奨学金貸与の希望に対応できるよう、事業の充実を図ること。
  - ② 大学生対象の奨学金制度の無利子貸与と有利子貸与の枠組については、奨学生の負担増とならぬよう、成績条項を緩和し、無利子貸与枠の拡充に十分に配慮すること。

### 4. 私立学校に対する助成の拡充について

私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成は、生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び教育環境の維持向上を図るために不可欠なものであり、私学教育の振興のためにも、助成額を増額すること。

併せて、十分な財政措置を講じること。

### 5. 食育の推進について

- (1) 健康な心と身体を育むための食育推進体制の確立を図ること。
- (2) 生活のリズムを整え、心身の健康を保つ「早寝、早起き、朝ごはん」の定着を図ること。



## 6. 日本スポーツ振興センターの災害共済給付について

災害共済給付の医療費の支給期間（10年）を延長すること。

また、生活困窮家庭の共済掛金に係るセンターへの国庫補助について、必要な児童及び生徒に係る掛金全額に対する補助ができるよう、十分な財源措置を講じること。

## 7. スクールガードリーダーの配置について

(1) 文部科学省の「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として実施されているスクールガードリーダーの配置については、地域の見守り活動の定着を推進するためにも、県は国に事業実施の申請を行うこと。

(2) 事業実施については、毎年、新入生の入学時期にスクールガードリーダーが配置できるようにすること。

## 8. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置について

(1) 全ての小学校、中学校及び義務教育学校後期課程に配置の「スクールカウンセラー」の配置時間の拡充を行うこと。

(2) 不登校をはじめとする生徒指導上の課題解決のため、小・中・義務教育学校への「スクールソーシャルワーカー」の配置を図ること。

## 9. 学校給食費の公費負担（無償化）について

学校教育での基礎的経費である学校給食費については、保護者への教育費負担軽減のため、公費負担（無償化）を念頭に置いた財政措置を講じること。

## 10. 学校教育における英語教育の強化について

学校教育における外国語活動、英語教育及び国際理解教育の推進に向けて、ALT（外国語指導助手）及びCIR（国際交流員）の派遣、JETプログラム（語学指導等を行う外国人招致事業）以外の民間事業者を活用したALT、指導者の配置にかかる経費の財政措置の拡充を図ること。

また、児童生徒の英語能力を客観的に検証する経費など英語教育環境整備に対する財政措置を講じること。

## 11. 市立、組合立高等学校等の施設及び教育活動の充実支援について

市立高校や組合立高等学校の継続的かつ安定的な運営を図るため、施設整備及び教育活動に必要な財政措置を講じること。

## 12. 学校給食費公会計化システム導入推進について

「教職員の働き方改革」において、学校給食費の徴収業務に係る教職員の負担軽減が掲げられており、これに伴う学校給食費公会計化システムの導入に当たり、必要な財政措置を講じること。

# 学校施設整備等の充実について

学校施設の充実強化を図るため、下記の事項について特段の措置を講じること。

## 記

### 1. 義務教育施設整備等の充実改善について

- (1) 学校規模の適正化や安全で良好な教育環境の確保のため、市町村が自主的・計画的に義務教育施設や学校体育施設等の整備に取り組むことができるよう、これらの学校施設整備の事業量に見合う国庫補助予算額の確保及び必要な財政措置の拡充を図ること。
- (2) 学校用地の取得費についての所要の財政措置を講じること。
- (3) G I G Aスクール構想を円滑かつ効果的に実現するために、学校現場等におけるパソコンとその周辺機器の設定費、導入作業費、施設工事費を含めた整備及び運用に対する財政措置の充実を図ること。特に、次の事項に係る費用については、早急に新型コロナウイルス感染の影響が長期化することをふまえた措置を講じること。
  - ① インターネット通信ネットワーク整備及び維持管理
  - ② セキュリティ対策
  - ③ 各種ソフトウェアや端末機器の更新
  - ④ 学習プラットフォームの導入
  - ⑤ 家庭学習における通信料
  - ⑥ 授業目的公衆送信補償金への補助
  - ⑦ 教育委員会及び学校現場への I C T機器に精通した人材の配置
- (4) 学校給食施設の新増築・改築については、学校給食法に基づく「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、学校給食施設整備費に係る国庫補助予算額の確保及び必要な財政措置の拡充を図ること。

また、給食施設の一部改修や給食機器等の老朽化に伴う大規模な更新についても、所要の財政措置を講じること。
- (5) 学校施設の良好な教育環境を確保するための補助制度の拡充について
  - ① 大規模改造事業における空調設置工事
  - ② 体育館の床改修工事
  - ③ 校舎及び体育館の照明器具を高効率型照明器具に改修する工事
- (6) 学校施設の老朽化対策として、今後、需要が高まることが想定される改築・長寿命化改良事業について、補助率の引き上げ等、財政措置の拡充を図ること。

- (7) 学校プールの改修に係る補助制度を新設すること。
- (8) 学校施設整備事業の安定的な実施を確保するため、学校施設環境改善交付金等の国庫補助について、前年度に計画申請したものは、原則として採択すること。  
また、学校施設整備事業については、校舎改築を年度内で完了できるように、早い段階（5月末まで）に交付決定をすること。
- (9) 長寿命化改良事業で対応できない学校の改築のため、校舎・屋体改築等の補助制度について、市町村の財政状況等を踏まえ、引き続き十分な支援を行っていくこと。  
大規模改修事業等では実際の工事に要する経費と国の予算単価に差異があり、地方公共団体の負担が増加しているため、実情にあった予算単価の引き上げを図ること。
- (10) 学校施設環境改善交付金を活用した施設の改修等について、障がい等のある児童生徒が入学する前に施設整備を完了する必要があるが、年度当初の建築計画に反映することが困難な事案については、可能な限り申請の受付時期を遅らせるか、事業実施後でも補助対象とできる等の措置を講じること。

## 地域福祉施策の充実・強化について

地域福祉施策を充実・強化するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

### 記

#### 1. 社会福祉協議会への助成制度の創設について

市町村からの助成のもとで運営されている社会福祉協議会は、今後、急速な少子高齢化が進む中で、地域福祉の推進をはじめとする社会福祉施策の要として、より一層の充実、強化が望まれているが、既に市町村の財政負担も大きなものとなり、社会福祉協議会の安定的運営を図るため、人件費、運営費等の助成制度を創設すること。

#### 2. 認知症高齢者、精神・知的障害者等への支援拡充について

##### (1) 日常生活自立支援事業の拡大について

- ① 当該事業を実効あるものにするためには、適切な支援計画を作成・指導する「専門員」と日常的・直接的に援助活動を行う「生活支援員」の活動を充実させることが不可欠であり、利用状況や地域の需要に応じた人員の確保を可能とすること。
- ② 当該事業の効果的運営モデルの研究推進を行うと同時に、市町村の運営費が過重負担とならないよう今後とも財政的措置を講じること。

(2) 成年後見制度を利用する、収入のない被後見人が支払う後見人等への報酬への助成については、一層の財政的措置を講じること。

#### 3. 生活保護制度の抜本的改革及び生活困窮者自立支援制度について

- (1) 生活保護制度改正に係る具体的な運用及び生活困窮者自立支援制度における各支援事業の運用に当たっては、国と地方の協議を継続しながら、地方の意見を十分に踏まえること。
- (2) 生活保護は、本来国の責任において実施すべきものである。よって、国においては、生活保護にかかる費用の国負担率を10/10にするよう、早期見直しを行うこと。
- (3) 生活保護法第29条に規定する調査に係る手数料は、国において全額費用負担すること。
- (4) 扶養義務者の詳細な調査など、福祉事務所職員に過度の負担となるような制度変更を行わないこと。

(5) 単身の生活保護受給者が死亡した場合、現行制度において家財処分費などは公費負担の対象とされていない。

原状復旧費用の負担に関しては、家主等が敷金等で賄いきれない事案が発生しており、またこの傾向は高齢化の進展とともに増大することが予想されることから、借家における家財処分費を生活保護費の支給対象に加えること。

(6) 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（旧セーフティネット支援対策等事業等）について、生活保護の事務を適正に実施するため各事業の実施は欠かせないものであり、地方自治体の財政運営は厳しい状況であることを踏まえ、補助率を10/10に戻すこととし、対象となる事業の範囲についても従前の基準とすること。

(7) 生活困窮者自立支援法第4条第1項にのっとり、生活困窮者自立支援にかかる必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう支援を行うこと。

また、各自治体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、自立相談支援事業及び住居確保給付金については全額国庫負担とするなど、必要な財政措置を講ずること。

(8) 生活保護受給者が保護の実施機関の管轄外のサービス付高齢者施設等へ転出した場合は、保護の実施責任はその施設等の所在地を所管する実施機関が負うこととなるため、介護保険の住所地特例と同様に従前の実施機関が保護の実施責任を負うよう制度改正すること。

(9) 近年の夏季の異常高温への対策として、平成30年度から冷房器具の購入に要する経費が生活保護費の支給対象となった。この冷房器具の効果的な利用を図るため、使用電気料金相当分について「夏季加算」を創設すること。

#### 4. 被災者再建支援策の拡充等について

(1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」について

- ① 災害援護資金の貸付基準の緩和（車の被害も対象とする。）を図ること。
- ② 災害援護資金の貸付限度額を引き上げること。
- ③ 災害援護資金の所得要件の緩和を図ること。

#### 5. 中国残留邦人等生活支援給付事業の財政措置の拡充等について

国においては、中国残留邦人等の生活支援給付事業費の国負担率を10/10にするよう、早期見直しを行うこと。

#### 6. 民生委員・児童委員の待遇等の改善について

(1) 民生委員・児童委員の一斉改選の時期については、一律に定めるのではなく、

地域の実情に応じて定めることができるよう、早急に法律改正すること。

(2) 民生委員・児童委員等の待遇を改善するため、「活動費」の大幅な増額を行うのに必要な財源措置を講じること。

#### **7. 保護司会への活動分担費の増額について**

主に国からの活動分担費により運営されている保護司会の活動は、今後、地域社会での連帯感、教育力、犯罪抑止力の低下が予想されるなか、より一層の充実、強化が望まれるため、国からの活動分担費を早急に増額すること。

#### **8. 軽度・中等度難聴者補聴器購入費の助成について**

身体障害者手帳交付基準に達しない程度の難聴であっても、会話がしにくいことが原因でコミュニケーションが取れず孤立など生活の質が低下する。高齢者を含む潜在的軽度・中等度難聴者にとって生活の質、特に周囲や地域との関りは重要であることから、年齢による制限のない補聴器装着を助成する制度の拡充を行うこと。

# 障害者（児）の福祉増進について

障害者（児）の福祉増進に向けた関連施策を充実・強化するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 施設・環境の充実等について

- (1) 心身障害児（者）の療育施設及び発達障害者支援センターの整備促進を図ること。
- (2) 障害者の就労を支援するための施設及び環境整備を促進すること。
- (3) 児童発達支援に係る障害児通所施設の整備促進を図ること。
- (4) 医療的ケアが必要な障害児（者）への短期入所や療養介護のための施設及び環境整備を促進すること。特に、福祉型強化短期入所サービス費や生活介護サービス費の大幅な増額改定を図ること。

### 2. 精神障害者施策について

- (1) 在宅福祉サービスの充実について
  - ① 精神障害者の住居の確保に必要な措置を講じること。
  - ② 精神障害者の地域移行を図るうえで、一般賃貸住宅等への入居が困難な場合があることから、精神障害者の住居確保について、総合的な環境整備を図ること。
- (2) 精神障害者及びその家族に対する偏見・差別を無くすよう、国民的啓発を積極的に行うこと。
- (3) 障害者総合支援法において、3障害を一体として必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うとしている。

しかし、交通機関の料金割引サービスについては、従来から身体障害者及び知的障害者のみに適用されており、一部、精神障害者への適用が開始されたものの、依然として割引サービスの共通化が図られていない。早急に精神障害者に対し、身体及び知的障害者と同様のサービス実施に向けての整備を図ること。

- (4) 自立支援医療（精神通院医療）の利用者増加等に伴う申請受付事務の負担軽減を図るため、医療機関からの一括申請体制を整備するとともに、必要経費等の財源措置を講じること。

### 3. 発達障害児に対する支援について



- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブにおける発達障害児への保育士等の配置、施設整備基準の充実などを目的とする補助金制度の創設等の支援措置を講じること。
- (2) 発達障害児の早期発見、早期療育のため、5歳児健康診査の実施に向けて法整備を図ること。
- (3) 障害児入所・通所支援等に対する継続的な財源の確保を図ること。
- (4) 放課後等デイサービス、児童発達支援など障害児福祉サービスの利用者負担上限月額について、所得に応じてさらに細分化するとともに、所得状況にふさわしい金額設定を行うことにより、利用者負担の適正化を図ること。

#### 4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の充実について

##### (1) 財政措置の充実について

- ① 介護給付及び訓練等給付の障害福祉サービスについては、利用者に対して適切なサービスを提供していく必要があるため、適正な国庫負担基準による十分な財政措置を講じること。特に居宅系サービスについては、障害支援区分により定められた国庫負担基準となっているため、他の障害福祉サービスと同様に実支給額を反映した基準に改めること。  
また、65歳以上の障害者は介護保険法でのサービスが優先されることとなるものの、介護保険制度で不足する分の居宅介護サービスを障害者総合支援法に基づき給付する場合、市町村の公費負担は年々増大していることから、適正な国庫負担を行うこと。
- ② 地域生活支援事業について、障害者へのサービスに地域間格差をなくし、積極的に事業を実施できるよう、自立支援給付と同様に実績額を補助対象基本額として50/100の国庫補助を行うことにより、財政負担を適正化すること。
- ③ 自立支援医療（更生医療）の生活保護世帯分については全額公費負担であるが、更生医療に係る医療費は高額であり、特に、生活保護の医療扶助で対応可能であった人工透析について、平成19年度より更生医療での給付となったことにより、市町村負担分が財政を圧迫している。このため、生活保護の更生医療に係る医療費について、交付税措置を含む具体的な財源措置を実施すること。
- ④ 重度心身障害者（児）に対しタクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動範囲の拡大をもって心身障害者（児）の福祉向上を図るため、福祉タクシー料金の一部公費負担について必要な支援措置を講じること。

##### (2) 利用者負担について

現在の負担軽減策は複雑なため、利用者にわかりにくく、加えて市町村事務の複雑さも招いているため、単純明快な制度として抜本的に改めること。

また、所得状況を適正に反映した利用者負担上限月額の設定を行うこと。

### (3) サービスの見直し等について

① 就労支援については、就労の場の確保及びジョブコーチなどによる就労環境の整備を促進すること。

② 人工内耳体外器は、「破損した場合等」に健康保険の適用ができることとされているが、「破損した場合等」に「医師が機種更新により治療効果の向上、社会生活の向上が期待できると判断し、処方する場合」を含むのかを明確にし、広く周知すること。

また、障害者総合支援法に基づく給付においても、人工内耳体外器及び人工鼻について、小児慢性特定疾病対策における人工鼻と同様の取り扱いができるよう見直すこと。

(4) 地域生活支援事業については、サービス内容や利用者負担等に市町村間で格差が生じているため、全ての市町村が公平かつ効率的な事業を安定的に運営できるよう必要な支援措置を講じること。

また、同事業における居住地特例の適用が、市町村によってまちまちであるため、場合によっては対象者がサービスを受けられないことが考えられる。障害者総合支援法に基づき、全国的に実施されている事業であることから、この点について国が統一した考え方を示すこと。

## 5. 重度障害者医療制度について

認定基準や補助範囲が各都道府県で独自に設定され、市町村間でも独自助成等により格差が生じているため、全ての市町村が公平かつ効率的な事業を安定的に運営できるよう、都道府県単位ではない国としての制度を創設すること。

## 6. 手話言語法（仮称）の制定について

障害者の権利に関する条約や障害者基本法の趣旨を踏まえ、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもをはじめとする誰もが、手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使うことができ、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

# 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援策の創設、拡充を図るため、下記の事項について特段の措置を早急に講じること。

## 記

### 1. 感染予防・拡大防止対策の強化について

- (1) 国は、新型コロナウイルス感染症等の発生時における感染防護具や医療資材等の備蓄等、市町村が行うべき新型コロナウイルス感染症等対策に要する費用について、今後もさらに的確で十分な財政措置を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症流行に伴う受診控えにより、地域の診療所等は大きな減収を余儀なくされているが、地域の診療所等への支援は融資制度が中心となっており、影響が長期化した場合は経営の悪化が深刻化することが懸念される。  
地域の診療所等は、新型コロナウイルス患者に対応する医療機関の言わば後方支援として重要な役割を担っており、これらを支援することは地域医療崩壊を防ぐことに繋がるため、返済を伴わない支援制度を創設すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染患者の受入れなどに伴う、医療機関の経営状況の悪化に対する制度の創設、拡充を図ること。
  - ① 許可病床数に対して交付される普通交付税の病床単価を2倍程度増額し、拡充する。
  - ② 前年度の診療報酬もしくは決算の実績に基づいて、赤字分を全額補てんする。

### 2. 地域経済対策に関する支援強化について

- (1) 観光客激減等に関する支援について、次の措置を講じること。  
マイクロツーリズムによる観光業の復興、ひいては地域経済の回復に繋がる支援策を講じること。
- (2) 国において創設が進められている地域公共交通における感染拡大防止対策に対する補助制度に加えて、新型コロナウイルス感染症期間中の運行に生じた赤字等の経費について支援する補助制度の拡充や創設をすること。
- (3) 持続化給付金及び地方公共団体が独自に行う支援金について、課税対象とならない給付金として取り扱うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者等の事業継続の措置を講じること。
  - ① 農林漁業者に対する支援

ア 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施された出入国制限の影響により、予定していた外国人技能実習生等が確保できないなど、雇用労働力が不足している農業者に対し、事業継続に必要な財政措置、支援策を講じること。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大による消費の低迷、価格の低下により経営に重大な影響を受けている農林漁業者に対し、消費回復、市場の安定に向けた経済政策の実施や新たな生活様式に対応した取組への支援など、事業継続のための対策を講じること。

## ② 商工業者に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響が今後長期にわたり継続する可能性がある中で、地域経済の回復に向け、中小企業や小規模事業者への資金繰り支援や、新しい生活様式に対応した取組への支援など、事業継続のための対策を講じること。

### 3. 自治体の取組等に対する財政支援の充実について

(1) 新型コロナウイルス感染症に起因する避けがたい事情による事故繰越について、明許繰越と同様の簡素な手続で柔軟に対応されるよう関係省庁と調整を図ること。

(2) 大幅な減収が想定される自治体への歳入確保対策として、地方交付税の前倒し交付や地方債の利子補填、減収補填債の対象税目拡充などのほか、影響が長期化する可能性をふまえた新たな制度の創設など、減収に対する的確な財政措置を確実に行うこと。

(3) コロナ禍というこれまでとは異なる日常下では、児童生徒が不安やストレスにより心身に変調をきたすことが危惧される。児童生徒の状態を早期に把握し、よりきめ細かな心のケアや適切な関係機関との連携を行い、困りごとの早期解消が求められるが、その中心的役割としてスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等が有効であることから、追加配置に必要な財政措置を行うこと。

# 少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について

少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について、下記の措置を講じるよう、要望する。

## 記

### 1. 保育行政の充実強化について

- (1) 保育料徴収基準の見直しに当たっては、自治体や保護者の負担増とならないよう十分配慮すること。
- (2) 保育料の徴収率の向上及び保護者負担の公平性を確保していくため、保育料の収納事務に加え、口頭や文書での納付催告による徴収事務の認可私立保育所への委託を可能とする法整備を行うこと。
- (3) 延長保育事業など、子ども・子育て支援交付金に関する財政措置の充実を図ること。
- (4) 保育所定員増（新設含む）に伴う施設整備を行うための所要額を確保すること。
- (5) 障害児保育について、対象を拡大し、新たな財政支援を実施するなど、制度の拡充を行うこと。
- (6) 保育の質をより良好なものとするため、保育所の職員配置基準の改善及び職員の処遇改善に必要な財源措置を図ること。
- (7) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じた給食対応ができるよう、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の調理員の数に係る保育単価について、保育所の実態を踏まえた見直しを行うこと。
- (8) 保育所等の更なる安全確保対策と保育水準の向上策を図ること。
- (9) 乳幼児の健康・安全に配慮し、感染症予防対策強化を図るため、保育所の看護師の配置促進を可能とする公定価格の見直しに加え、必要な財政措置の拡大を図ること。

### 2. 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の円滑な実施について

- (1) 子ども・子育て支援新制度について、今後、制度の改正など所要の措置を講ずる場合には、国と地方との協議に基づいて実施するとともに、地方の負担を増加させることのないよう、国が責任を持って、必要な財政措置を講じるとともに、市町村への支援体制を構築し、必要な支援を行うこと。
- (2) 保育士確保のため、年度途中の待機児童に対応するための年度当初からの保育

- 士雇用を含む財政支援、保育士育成など、実効性ある対策を講じること。
- (3) 施設型給付等に係る利用者負担の設定に当たっては、消費税増税による保護者の負担感や多くの市町村が独自に軽減等を講じている状況を踏まえ、負担の軽減を図ること。
  - (4) 特別な配慮を要する子どもに対する国の支援措置を講じ、地方自治体や施設の負担を軽減すること。
  - (5) 子ども・子育て支援新制度における教育認定子どもに係る公定価格（地方単独費用部分）の市町村の財政負担の軽減を行うこと。
  - (6) 人口減少社会における待機児童の解消は、全国的な喫緊の課題であり、その課題を解決するためには、保育所の整備と保育士の確保は重要な取組である。
    - ① 保育士の賃金水準などの地域間の格差を調整する子ども・子育て支援新制度における公定価格の地域区分は、必ずしも実情に即したものとは言えないことから、地域の実情を踏まえた制度の見直しを行うとともに保育士給与の格差を是正するための補てんを行うこと。
    - ② 施設整備費等に対する財政措置を講じること。
    - ③ 待機児童解消を目的に定員増を行った施設・事業所に対する公定価格の増額措置を行うこと。
  - (7) 私立幼稚園が新制度へ移行することは任意となっており、平成27年4月時点における移行率が全国的に低い状況であることを踏まえ、今後、新制度へ移行する私立幼稚園についても、みなし確認に準じて手続きを簡素化すること。
  - (8) 多子世帯の保育料軽減について、所得にかかわらず第1子年齢の上限を引き上げること。
  - (9) 教育・保育施設を利用せず、在宅で子育てを行っている保護者に対し、経済的支援を行うこと。
  - (10) 認定こども園の普及・移行に際し、必要となる施設整備の支援について、補助金の減額は、事業者への適切な支援に支障を来すため、あらかじめ地方から提出した量の見込みの調査結果に基づき、必要かつ十分な財源を確保すること。
  - (11) 「保育を必要としない2歳児」の幼稚園での受入れ制度を国として創設し、財政支援を行うこと。

### 3. 子ども医療制度について

- (1) 認定基準や助成範囲が各都道府県で独自で設定され、市町村間でも独自助成等により格差が生じており、転入出時に助成範囲の相違により戸惑う市民も多いため、義務教育終了までを対象に、国は子ども医療費の無料化制度を創設すること。その際、所得制限を設けないこと。

- (2) 小児慢性特定疾病に該当しない慢性的な疾病により、長期の治療が必要な場合においては、義務教育終了後から18歳までを対象に、低所得世帯の医療費の負担軽減措置を創設すること。

#### 4. 不妊治療・不育症治療について

不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、助成制度のある特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）や男性不妊治療も含め医療保険適用外の不妊治療について、保険適用とするとともに、保険者負担の軽減のため、保険給付に係る全額について財源措置を講じること。

また、妊娠はするが、死産・流産を繰り返す不育症についても、医療保険の適用の拡大と自己負担金の一部助成について早期に検討すること。

#### 5. 放課後児童健全育成事業の充実について

- (1) 法改正による4年生以上の受入れにおいては、十分な財政措置を行うこと。
- (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関して、必要な財政措置の拡充及びリース方式による施設整備に対応した国庫補助制度の創設を行うこと。
- (3) 多子世帯等への利用料減免制度を創設し、財政措置を行うこと。

#### 6. 児童虐待対応体制の強化について

- (1) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司等の増員、並びに児童福祉司としての社会福祉士の配置促進に係る所要の財政措置及び法整備を講じること。
- (2) 市町村が在宅支援を強化し児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組むことができるよう、担当職員の配置に対する十分な財政措置を行うなど特段の配慮を図ること。
- (3) 一時保護所の環境改善を引き続き推進すること。

#### 7. 青少年による薬物乱用等防止に向けた取組強化について

- (1) 違法薬物がインターネット販売等により、青少年の手に簡単に入らないための未然防止策として、取締りなどを継続して実施すること。
- (2) 上記(1)に必要な地方厚生局及び警察組織の強化を図ること。

#### 8. 児童扶養手当法について

児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止措置については、受給者の負担を増やし、事務が煩雑になっているだけで就労に繋がっていないため、そ

の措置を廃止すること。

## 9. 児童家庭相談援助業務の実施体制の充実と専門性の向上について

(1) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の運営に要する費用については、直営で行う場合の常勤職員の給料も含めて、補助金による十分な財源の保障を行うこと。

また補助基準額については、直営、委託による差異を廃し、同額とすること。

(2) 児童福祉法における家庭児童相談援助業務に係る児童福祉司の資格について、業務の質に鑑み、社会福祉士などソーシャルワークに関する高い専門性を有することを要件とすること。

## 10. 子どもの貧困対策の推進について

国は、子どもの貧困対策の推進に対し、貧困削減の数値目標及び削減計画を策定するとともに、具体的な施策に取り組む市町村に対し、必要な財政措置を講じること。

## 11. 離婚後の養育費の支払いについて

離婚後の養育費の受け取りが母子世帯で4分の1程度に留まる現状は、子どもの貧困の原因となっている。養育費の支払いは親の法的義務であることを踏まえ、根本的な課題解消に向けて、国において養育費が適切に支払われる対策を検討すること。



# 文化財・近代化遺産に係る保護事業及び世界文化遺産等に係る公的支援の拡充について

文化財・近代化遺産に係る保護事業及び世界文化遺産等に係る公的支援の拡充を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 文化財保護事業の充実について

- (1) 埋蔵文化財発掘調査における開発事業者等の調査費用負担が重大な問題となっているため、費用負担に関する法的根拠を明確にすること。  
また、国庫補助事業の適用範囲の拡大及び所要額の確保を図ること。
- (2) 出土遺物の保存管理費用の負担が重大な問題となっているため、出土遺物の収蔵施設に対する所要額の確保を図ること。
- (3) 文化財保護法で史跡の公有化を行った場合の課税が、平成19年度の税制改正により納税者負担増となったが、円滑な公有化のために今後、税制の新たな特例を設けること。
- (4) 指定文化財の維持管理費用について、市町村の財政的負担が増大しているため、国庫補助事業の適用範囲の拡大を図ること。
- (5) 特に史跡等における公開・活用の充実を図るため、駐車場やガイダンス施設等の便益施設の整備において規制の緩和及び財政的措置を講じること。

### 2. 近代化遺産の早急な保護対策の実施について

- (1) 現状保存が困難な遺産の記録保存に対し、所要の財政措置を講じること。
- (2) 遺産の公有化及び修復整備に対する財政措置を拡充すること。

### 3. 世界文化遺産等に係る公的支援の整備拡充について

- (1) 文化財以外の世界文化遺産登録施設の保全に係る財源等の公的支援を拡充すること。
- (2) 産業遺産について文化財保護法により保全を行う場合、企業等の事業活動に配慮すること。
- (3) 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のうち、文化財保護法以外の法律で保全が図られている稼働資産について、文化財保護法で保全されている非稼働資産と同様の「国庫補助率1/2」に拡充すること。
- (4) 現在検討中の文化財防火対策について、世界文化遺産構成資産登録施設等につ

いても対象となるよう拡充すること。

# まちづくり・地域経済の振興等について

まちづくり・地域経済の振興等について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 地方拠点都市地域について

地方拠点都市制度については、平成4年に「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」が制定され、20年以上経過し、経済や社会情勢の変化に伴い、地域の実情に合わなくなってきた。そこで、指定されている地方拠点都市地域の現状や課題を把握の上、国の様々な広域連携の推進策との関係を整理し、地方拠点都市制度の存廃も含め、今後の方針・位置付けを明確にすること。

### 2. 法定外公共物譲与に係る財政措置について

国から譲与された法定外公共物の維持管理費について、財政支援措置を講じること。

### 3. シルバー人材センターへの財政援助の継続について

- (1) 高年齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金補助限度額に関して、市町村に負担転嫁することなく、必要額を確保すること。
- (2) 我が国においては、今後より一層の高齢化の進展が予測される中、高齢者の生きがい就労の機会確保のため、シルバー人材センターが担う役割は大きくなっている。

しかし、地域経済の低迷により受注件数や会員数が減少するなど、シルバー人材センターを取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。そのため、シルバー人材センターの安定的な運営に向け、国・県による適切な財政措置を講じること。

### 4. 中心市街地活性化の推進について

中心市街地の活性化については、認定基本計画に基づく多様な取組を一体的に進めることで、当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上が図られるとともに、市町村及びその周辺の地域の発展に寄与するものであるため、認定期間を過ぎた基本計画も次期計画の認定までは同様の取扱いとするなど、制度の弾力的運用と基本計画掲載事業に対する支援等の充実・強化を図ること。

## 5. 認可地縁団体にかかる制度の改正について

### (1) 認可地縁団体の税負担の軽減について

認可地縁団体が資産を取得する際の、所有権移転登記に係る登録免許税を免除すること。

### (2) 認可地縁団体の重要事項決定方法の改善について

認可地縁団体において、重要事項を決定する際の総会の構成単位を個人から世帯に変更すること。

## 6. 地域スポーツ環境の充実について

### (1) スポーツ施設整備に係る助成について

① スポーツ施設はスポーツ振興だけでなく、大規模災害時の避難施設の拠点となるなど重要であることから、国は、スポーツ施設整備に係る補助事業について、市町村の意見を聴いて耐震改修や大規模改築等を含む制度の充実を図ること。

② 学校施設環境改善交付金（地域スポーツセンター）においては、野球場やテニスコートが交付の対象外であったり、交付算定基礎となる建築単価が低いなどの課題があるため、地方ニーズに応じた見直しを早急に行うこと。

### (2) スポーツ振興くじ（toto）助成事業（地域スポーツ施設整備助成）の補助金について

スポーツ施設の整備（改修含む。）は、住民の身近なスポーツと健康づくり活動の場となることから、他補助があっても対象事業とするなど制度の見直しを図ること。

## 7. 地域おこし協力隊の活動期間の延長について

地域おこし協力隊の目的を十分に達成するため、活動期間及び活動に要する経費にかかる特別交付税措置の期間を延長すること。

## 8. 公共工事に係るダンピング防止対策の適正化について

総合評価落札方式によるダンピング防止対策について、低入札価格調査制度の適用が要請されているが、あわせて最低制限価格の設定が行えるよう制度改正を行うこと。

## 9. 公営住宅及び改良住宅の管理について

### (1) 公営住宅・改良住宅における用途変更について

人口減少の克服と地方創生を実現するため、国の総合戦略で掲げる「まち・ひ

と・しごと創生」政策5原則の1つである「地域性」の政策原則に基づき、地域の実情や特色を踏まえ、公営住宅・改良住宅の一部を地域の実態に合った定住を目的とした住宅等に用途を変更できるよう公営住宅法第44条第3項による用途廃止承認基準を緩和し、地方自治体独自の住宅施策の支援を行うこと。

(2) 公営住宅・改良住宅への入居収入基準の緩和について

公営住宅・改良住宅における入居収入基準は、公営住宅法施行令第6条及び住宅地区改良法施行令第12条により収入基準の上限が全国一律に定められているが、人口増を推進する自治体において移住者等を受け入れたくても受け入れることができないなど苦慮している。

については、地方創生の観点から、当該基準については地域の実情に応じて、各自治体独自で定められるよう見直しを行うこと。

# 国土保全・治水事業等の推進について

国土の保全や河川環境の保全等を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 一級河川の整備促進について

#### (1) 一級河川遠賀川水系の慢性的な内水被害地区の早期解消について

遠賀川水系においては、平成15年7月の出水に続き、平成21年、22年、24年、30年と近年続けて豪雨に見舞われ、甚大な浸水被害の発生が慢性化しつつあることから、国・県が相互に連携し、内水被害を解消するための遠賀川水系の改修措置を講じるとともに、市が実施する浸水対策事業について財源措置を図ること。

#### (2) 一級河川矢部川水系の慢性的な内水被害地区の早期解消について

矢部川水系において、白木川が合流する地点の直下で本流の矢部川がほぼ直角に屈曲した地形であるため、豪雨時に甚大な浸水被害に見舞われている。そのため、地域住民はそのたびに避難するなど不自由な生活を余儀なくされており、いち早く国・県において内水被害軽減対策事業を早期に完了させること。

### 2. 準用河川の国庫補助事業の採択要件緩和について

準用河川を改修する場合、国庫補助として総合流域防災事業はあるが、対象事業の要件を満たさず、事業化が困難な状況にあるため、採択要件を緩和すること。

### 3. 筑後川総合開発の推進について

#### (1) 筑後川水系農業開発事業の促進について

- ① 土地改良事業で造成された国営水路流末への強制排水ポンプ（増強・新設）の整備を促進すること。
- ② 国営かんがい排水事業等により造成された農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を実現するため、国営施設機能保全事業の円滑な事業推進を図ること。

#### (2) 筑後川水系の治水対策の促進について

近年の豪雨により甚大な被害を受けているため、早期に浸水被害解消に係る措置を講じること。

- ① 筑後川中下流部及び筑後川支川における堤防整備等の河川改修の促進を図

ること。

また、既設ダムの治水能力の向上を図ること。

② 排水機場の新設（安武川、不動川、古川、美津留川、花宗川、旧陣屋川）及び既設排水機場の能力アップ（山ノ井、古賀坂、枝光、大刀洗、陣屋川）等を含めた総合的な内水被害軽減措置を講じること。

③ 被害発生時における排水ポンプ車の配備が円滑に実施されるよう、関係機関との連携を図ること。

④ 各支川浸水対策検討会における計画策定に向けた円滑な事業調整及び治水事業の整備促進

ア 総合内水対策計画の早期策定（大刀洗川・陣屋川、山ノ井川）

イ 策定済の計画について、治水事業の整備促進（金丸川・池町川、下弓削川・江川）

#### 4. 筑後川水源保全のための取組の推進について

福岡県民が水を利用している筑後川は、福岡県だけでなく、熊本県、大分県、佐賀県の4県にまたがることから、国は、筑後川の水源保全について、県境を越えて上流から下流まで一体的に推進できるような仕組みを構築するとともに、水源保全の取組を主体的に行うこと。

また、流域圏の自治体が行う水源保全の取組に対し、人的、財政的支援を行うこと。

#### 5. 県南地域のクリーク保全対策について

(1) クリークの機能回復及び環境保全を図るため、浚渫及び浄化対策に毎年多大な労力と財源が必要であることから、これらに対する財政支援を行うこと。

(2) 毎年多量に発生する浚渫泥土対策について

① 一部については、土質改良を行い、護岸工事の埋め戻し土や造成盛土など市の公共事業に使用しているが、使用量に限界があるため、国・県の公共事業においても積極的に使用すること。

② 新たな浚渫泥土の再利用システムの調査研究開発について、自治体単独では財政面や体制面から困難な状況にあるため、国・県において行うこと。

③ 新たな一時置場の設置及び浚渫泥土の搬出に対する財政支援を行うこと。

(3) 特定外来種の水草「ブラジルチドメグサ」が、驚異的な繁殖力で広範囲に繁茂しており、水路の維持管理に支障をきたすほか、生態系や水質へ悪影響を与える恐れがあり、市単独での対応が困難であるため、国・県において、駆除に向けた生態の調査研究及び水草除去に係る財政支援を行うこと。

## 6. 地籍調査事業の推進について

- (1) 地籍調査の推進を図るための人件費を負担金の対象とすること。
- (2) 図解法で実施した地籍調査を再調査するための要件を緩和すること。
- (3) 早期完了を図るために、所要の予算額を確保すること。

## 7. 治山事業に対する支援について

異常気象による局地的な集中豪雨や台風により、土砂崩れや浸水被害などの大規模災害の発生が懸念される中で、治山事業の更なる推進を図るべく、山地災害危険地区等を対象とした治山事業について計画的な推進と防災対策を図ること。

## 8. 砂防関係事業の推進について

急傾斜地崩壊対策事業の整備促進を図るため、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

## 9. 災害復旧事業に要する費用の地方負担に対する財源措置の充実について

激甚指定がなされ、国庫補助が拡充されても災害復旧事業費が膨大であることから、裏負担である地方負担は、財政力が脆弱な自治体においては過重となっており、今後の復興に大きな懸念がある。災害復旧事業に要する経費の地方負担分に対して、更なる支援の充実を図ること。

また、平成22年に民主党政権下で廃止された災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対する国庫補助を早急に復活させること。

## 10. 今後のため池対策について

平成30年7月豪雨を受けて新たに選定した防災重点ため池について、耐震調査を防災・減災・国土強靱化のための3ヶ年緊急対策において全額国費で実施しているが、ハード事業は従来どおりの補助率であり事業化が困難な状況にある。このため、防災・減災・国土強靱化の予算の継続及びハード事業の国費の嵩上げを実施すること。



# 道路等の整備促進等について

道路等の整備促進等を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 次の国道の整備促進・早期完成を図ること。

- (1) 国道3号黒崎バイパス、鳥栖久留米道路及び久留米地域の4車線化・交通安全事業、福津・宗像間6車線化、八女東部バイパス
- (2) 国道201号バイパス田川・行橋間、国道443号三橋・瀬高バイパス各道路の4車線化及び八木山バイパス穂波西・筑穂ICのフルインターチェンジ化
- (3) 国道322嘉麻バイパス及び朝倉地域未整備区間、国道3号～御井旗崎間
- (4) 国道210号浮羽バイパス及び久留米地域未整備区間
- (5) 国道211号未整備区間
- (6) 国道200号バイパス（八木山バイパス穂波東IC付近）の渋滞解消のための改良
- (7) 国道495号拡幅改良（水再生センター～新宮町境間）
- (8) 国道442号バイパス
- (9) 国道385号4車線化及びバイパス（那珂川市南畑地区）
- (10) 国道443号柳川バイパス
- (11) 国道10号線山田交差点から椎田・勝山線までの4車線化

### 2. 次の連続立体交差事業の促進・早期完成を図ること。

西鉄天神大牟田線（春日原～下大利、雑餉隈駅付近）連続立体交差事業

### 3. 高速道路網の整備等について

- (1) 東九州自動車道の全線4車線化を実現させ、北九州～宮崎間の高速道路ネットワークの構築を図ること。
- (2) 西九州自動車道の福岡～唐津間の整備促進・早期完成を図ること。
- (3) 本州西部と北部九州の連携強化のため、下関北九州道路の早期実現を図ること。
- (4) 地域高規格道路「有明海沿岸道路」の整備促進を図ること。
- (5) 福岡空港へのアクセス強化等のため、都市高速道路3号線延伸の事業化について、特段の配慮を講じること。
- (6) 九州自動車道の味坂スマートインターチェンジ（仮称）の整備促進・早期完成を図ること。

#### 4. 財源の確保等について

- (1) 道路整備に必要な予算は、今後とも十分確保すること。
- (2) 市町村道事業及び街路事業について財政措置の拡充を図ること。
- (3) 道路の老朽化対策に必要な予算は、十分に確保すること。
- (4) 重要物流道路の整備に必要な予算は、十分に確保すること。

#### 5. 安全で快適な生活環境の整備について

- (1) 歩行者・自転車の交通安全を確保するため、交通信号機や歩道、自転車走行空間の整備促進を図ること。
- (2) 筑後川堤防兼用道路の整備を促進すること。
- (3) 道路側溝等の整備については、台風の大型化や局地的な集中豪雨等異常気象に対応できるよう、補助採択基準の見直しを行うこと。

# 運輸・交通施策の一層の推進について

運輸・交通施策の一層の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 九州新幹線鹿児島ルートの開業効果の発現及び在来線の充実について

新幹線及び在来線の運行については、利用者の利便性の確保のために地元自治体の意向を尊重し、JRに働きかけること。

### 2. 東九州新幹線鉄道の早期実現について

- (1) 北九州市を起点（または、分岐点）として、東九州新幹線鉄道を整備計画線へ格上げすること。
- (2) 所要の整備財源の確保を図ること。

### 3. 駅周辺放置自転車・ミニバイク対策について

駅周辺は、駐車スペースが少ないことから大量の自転車等が放置され、歩行者の通行や緊急自動車の進入、都市美観の維持などにおいて様々な弊害が生じており、これらを解消するため、鉄道事業者に対し、駐輪場建設及び管理費用の一部負担について指導を行うこと。

### 4. 生活交通に係る財政措置の維持と充実について

地域公共交通確保維持改善事業では、市町村等の地域特性や実情に応じた最適かつ継続した支援（特別交付税を含む）を実施すること。特に、地域間幹線系統確保維持費補助事業については、採択要件を緩和すること。

また、自治体が主宰する地域内フィーダー系統確保維持事業（交通会議案件）の補助金については、手続きを簡素化するとともに、補助上限額の水準を維持すること。

### 5. 地域公共交通への支援制度拡充について

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業の予算確保と地域公共交通バリア解消促進等事業費補助制度の拡充・改善を図り、交通事業者へ十分な予算配分を行うこと。
- (2) 超高齢社会の進展に伴い、近年、高齢運転者による交通事故が頻発すると共に、日常の移動が困難となる高齢者の増加が見込まれるなど、その対策が喫緊の課題となっている。

については、安全で安心して暮らせるまちづくりと公共交通利用促進の観点から、運転免許証を自主返納された高齢者等が地域公共交通を利用しやすくなる運賃の補助や各種割引制度など、地方自治体や交通事業者が進める環境整備への財政支援を行うこと。

## 6. 路線の休止及び廃止に係る届出への関与について

道路運送法の改正で乗合バスの需給調整規制が廃止されたことにより、多くのバス路線が廃止されてきた。特に地方では、収支悪化に伴い、路線の廃止縮小が現在も続いている状況である。民間乗合バスは住民にとって重要な移動手段で、小さな拠点、コンパクトシティ、連携中枢都市圏を形成するうえで核となるものである。よって、一方的な届出制によるバス路線の廃止は、小さな拠点、コンパクトシティ、連携中枢都市圏の形成や今後増加が見込まれる運転免許証の自主返納への対応、地域交通ネットワークの再構築、定住自立圏形成の推進においても大きな障壁となっている。このため、国においては、交通政策基本計画における基本方針「豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現」の観点からも、路線の休止又は廃止について、一定の関与ができる仕組みとすること。

## 7. 無人駅の防犯対策の強化について

近年、鉄道事業者の経営方針により無人化する駅が増え、駅員が不在となることから駅施設の治安悪化を懸念する駅利用者や周辺住民が増え、駅の防犯対策の強化を要望する声があがっている。これらの対応策として、鉄道事業者に対し、駅施設に防犯カメラを増設するなどして防犯対策を強化するように要請を行うとともに、鉄道事業者が行う防犯カメラの設置等の対策に対しての国・県の補助メニューを創設すること。

## 生活環境等の保全・整備について

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

### 記

#### 1. 管理放棄された老朽危険家屋等に対する措置について

国土交通省の空き家解体補助制度について、解体に係る国の支援割合を増やすこと。

#### 2. 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく対策について

- (1) 相続財産管理人制度活用時の市の財政負担に対する財政措置を講じること。
- (2) 所有者を明確にし、空家等対策を促進するため、不動産の所有権移転登記など相続手続を義務化及び簡略化すること。
- (3) 民間組織が行う空き家の活用や放置予防に対する支援の充実を行うこと。

#### 3. 光化学オキシダント・微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）・黄砂等の越境大気汚染の原因究明及び対策について

国においては、広域的な予測モデルの高度化や汚染原因の究明、健康影響等の調査をさらに進めるとともに、アジアにおける地域的取組を強化することで、実効性のある光化学オキシダント・微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）・黄砂等の越境大気汚染の対策に取り組むこと。

#### 4. 漂流・漂着・海底ごみについて

- (1) 漂流・漂着・海底ごみの処理について、特段の財政支援措置を継続的に講じること。
- (2) 国外からのみならず国内からも発生していることをかんがみ、県域を越えた対策を講じること。
- (3) 干潟に漂流・漂着したごみの処理についても対策を講じること。
- (4) 発生源の調査を行い、その責任の所在を明確にすること。

#### 5. 水質保全対策について

- (1) 良質の水道水源を確保するため、生活雑排水対策の推進等を強化すること。
- (2) 遠賀川流域における下水道の普及、下水処理施設・合併処理浄化槽・し尿処理

施設の高度処理導入等の施策を積極的に推進すること。

- (3) 安全な水道水源を確保するため、南畑ダム及び五ヶ山ダムを含む那珂川水系の流域界付近に埋設されている2, 4, 5-T系除草剤の移設又は無害化処理を行うこと。
- (4) 近年、筑後川の水質悪化が見受けられ、浄水処理に使用する薬品も増加傾向にあり水質確保に苦慮している。一因として、平成29年7月九州北部豪雨をはじめとした筑後川へ大量の土砂の流入が考えられるため、水質悪化の原因を検証するとともに、筑後川に堆積した土砂の浚渫や土砂流入の防止など対策を早期かつ定期的に実施し、水質の保全を図ること。

## 6. 浄化槽設置整備事業の拡充について

- (1) 今後一層、合併処理浄化槽の設置基数の増加が予想されるため、浄化槽設置整備事業の推進について所要額を確保すること。
- (2) 将来的なリスクの観点から、「個人設置」による浄化槽設置整備事業を選択せざるを得ない自治体の汚水処理が取り残されることが想定されるため、個人設置による浄化槽設置整備事業であっても新設又は転換を問わず、所要額を継続的に確保すること。
- (3) 浄化槽による整備区域において、生活雑排水を未処理のまま放流するくみ取便槽を水洗化するためには、合併処理浄化槽への転換が不可欠であることから、くみ取便槽から合併処理浄化槽への転換に要する撤去費及び配管設置費に対して、財政支援措置を講ずること。

## 7. 住宅用太陽光発電を含む、再生可能エネルギー利活用等におけるシステム設置事業補助金制度の創設について

国において、住宅用太陽光発電システムを始めとする再生可能エネルギーを利用したシステムの設置事業補助制度を創設すること。

## 8. アスベスト問題に関する対応について

- (1) 被害の拡大防止及び廃棄物の適切処理等の対策を講じ、安全で安心できる市民生活の確保を第一に考え、住民の健康被害の救済策等について、相談体制をより一層充実すること。
- (2) 建物の解体や補修に伴う事前調査・アスベスト飛散防止・廃棄物対策の財政措置を含めた支援を拡充するとともに、解体等で発生する廃棄物の処理・処分場の確保を図ること。
- (3) 石綿含有吹付塗材は多くの建築物等で使用されているため、その除去等に関し

て、迅速かつ廉価に実施できる技術の開発を推進するとともに、除去等に係る費用に対して財政支援措置を講じること。

## 9. 大規模太陽光発電設備の立地について

- (1) 大規模太陽光発電設備の立地が進んでいることから、各自治体の土地利用に関する計画等との整合性を図るためにも、国においては、適正な立地が行われるよう、具体的な法整備を進めること。
- (2) 大規模太陽光発電設備の立地に係る経済産業省が行う設備認定において、事業の実現性の精査の他、当該事業の実施が立地自治体における各種計画等との整合性があるものか、周辺の環境や景観への影響について対策等立地の円滑化（地域住民等との合意形成）が図られているものかについても認定の条件とすること。

## 10. 特定外来生物ヒアリ対策について

- (1) ヒアリの侵入経路の1つとして考えられている港湾施設及びその周辺を対象として、平成29年度以降、国が実施している生息調査（トラップ調査・目視調査等）について、継続実施し、かつ、調査頻度を増やすこと。

また、自治体が独自に生息調査を実施する場合においては、財政的・技術的な支援等を行うこと。

- (2) 港湾施設及びその周辺へのヒアリ侵入を防止するためのベイト剤設置などの予防的防除について、国主体で対策を講じること。

また、海外の積出港における対策について、輸出国に対し、輸出時の貨物へのヒアリ混入防止及び港湾での防除の徹底について、継続して協議すること。

# 循環型社会の構築について

循環型社会の構築を推進していくため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 3Rの推進について

- (1) 再生品の利用促進を図るため、安定した流通システムの確立やグリーン購入法の運用強化を図ること。
- (2) 製造・流通段階で廃棄物の発生抑制、再利用が進むよう、環境税をはじめ経済的誘導策等の実効ある仕組みを具体化すること。
- (3) ホテル、学校等から大量に排出される生ごみが、利用価値の高いものとして、堆肥化・飼料化だけでなく、より広範囲の製品において再利用されるように、国・県事業として、技術開発支援及び情報の提供・共有化を実施すること。

### 2. 地方における環境・リサイクル産業振興の総合的な支援について

- (1) 静脈物流システムの構築を図るため、リサイクルポートをはじめとする諸機能を拡充すること。
- (2) リサイクル技術の研究開発を進めること。
- (3) 必要に応じ、新たな法律の制定等を行うこと。

### 3. 容器包装リサイクル法について

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止対策の一環として、拡大生産者責任の観点から、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、ワンウェイ容器の回収を製造・流通事業者が義務付けるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の適正化について、引き続き検討を行うこと。
- (2) ペットボトルの安易な海外流出を抑制し、国内資源として明確に位置づけ、安定的な国内資源循環を確立、維持する制度を講じること。
- (3) 容器包装に係るガラスびんの色識別マーク表示について、色分別を容易にし、資源の有効な利用を促進するため、指定表示製品に、容器包装に係るガラスびんの「無色」、「茶色」及び「その他の色」を加えること。

### 4. 地域の実情に応じたプラスチックリサイクル制度の構築について

- (1) プラスチックリサイクルの円滑な推進のために、リサイクル形態ごとのコスト、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表



すること。

- (2) プラスチック資源の一括回収の導入にあたり、新たな分別回収体制の創設、リサイクル設備の処理能力の確保などについて、自治体に財政負担を生じさせることのないよう必要な財源措置を講ずるとともに、民間リサイクル事業者等も含めた処理能力の確保に、国は責任を持って取り組んでいくこと。
- (3) プラスチック資源循環を一層推進していくために、拡大生産者責任の観点を踏まえ、市町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適正なものとなるよう検討すること。
- (4) 自治体の分別努力に応じたインセンティブ等の導入については、各自治体の取組を最大限尊重し、検討すること。

また、熱回収などを前提に施設更新等に着手している自治体については、施設整備に関する財政措置に影響がないよう配慮すること。

## 5. 家電リサイクル法の見直しについて

- (1) 不法投棄された機器は、メーカー等の負担により再商品化する制度へ改正すること。  
また、家電メーカーが実施する「不法投棄未然防止事業協力」について、市町村が利用しやすい制度となるよう助言等を行うこと。
- (2) 特定家庭用機器廃棄物の引渡し場所について、市町村の要望に応じて設置数を充実させるよう製造業者等を指導すること。
- (3) 消費者が負担する収集・再商品化費用は、排出時の徴収ではなく製品購入時に徴収する制度へと改正すること。

## 6. 廃棄物処理施設の整備等について

- (1) 廃棄物処理施設の整備については、臨時・巨額の財政負担となることから、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組み合わせにより万全な措置を講じること。
- (2) 一般廃棄物の広域処理を推進するための、焼却工場、選別施設、圧縮中継施設等の施設整備（解体含む。）に対する循環型社会形成推進交付金制度を拡充するなどの、財政措置を講じること。
- (3) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体対象施設の範囲を拡大するほか、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置を拡充すること。
- (4) 循環型社会形成推進交付金について、都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。

- (5) エネルギー回収型廃棄物処理施設整備において、ごみ焼却施設で発電した電力を電力会社へ逆送電が円滑に行えるよう支援すること。
- (6) 循環型社会形成推進交付金等の交付金制度について、電力会社の事情による送電制限を受け、逆送電が不可となった場合でも交付要件の柔軟な運用を行うこと。

## 8. 警察組織と一体となった不法投棄対策の強化について

- (1) 不法投棄に対しては、行政だけの啓発、指導等では不十分であり、「不法投棄は犯罪である」との住民意識の向上を図る上でも、行政と警察組織の連携強化を図ること。
- (2) 不法投棄に対する地域警察組織の強化を図ること。

## 9. アルミ等資源物持ち去り防止対策について

アルミ等資源物持ち去り防止対策については、一市町村だけではその対応に限界があることから、国においては法整備を行うこと。

# 公共下水道事業の整備促進について

公共下水道事業の整備促進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 下水道整備に対する財政措置等について

- (1) 下水道の計画的な整備促進、老朽化した下水道施設の改築更新等について、社会資本整備総合交付金の対象範囲の拡充等の財政措置を講じること。
- (2) 近年激甚な災害が頻発していることを踏まえ、下水道事業における浸水対策及び地震対策など国土強靱化に係る費用について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の終了後も、必要な財源措置を講じること。
- (3) 下水道の公共的役割・社会的影響を踏まえ、国における責務の観点から、下水道施設の改築に対して、必要な財源を確保するとともに、適切な支援を講じること。
- (4) 社会資本整備総合交付金の算定において、地域間の格差の早期解消及び地域の活性化のため、下水道整備に係る交付対象範囲の拡充及び交付率の嵩上げ措置を行う等、未普及解消に向けた特例的な措置を講じること。

### 2. 下水道事業債等について

- (1) 公的資金等の良質な資金を確保するとともに、償還年限の更なる延長等貸付条件の改善を図ること。
- (2) 公的資金の補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について、要件の緩和などを含めた制度の再構築を図ること。
- (3) 下水道事業に対する高資本費対策に要する繰出基準の緩和（期間延長）を図ること。